

# 宝安寺社会事業部後援会規約

## (名称)

第1条 本会は、宝安寺社会事業部後援会（以下、「後援会」といいます。）と称します。

## (所在地)

第2条 この後援会を次の所在地に置きます。神奈川県小田原市浜町1丁目4番38号

## (目的)

第3条 この後援会は、社会福祉法人宝安寺社会事業部（以下、「法人」といいます。）が行う事業を後援し、社会福祉の発展に寄与することを目的とします。

## (事業)

第4条 この後援会は、次の事業を行います。

- (1) 後援会の会員を募り、会費を徴収して、後援するための財源を確保します。
- (2) 法人の諸事業に必要な資金の積立、施設整備、運営への助成を行います。
- (3) 後援会の活動と法人が行う事業の概況を周知するため、後援会の会報を年1回以上発行します。

## (会員)

第5条 この後援会の会員は、後援会の目的に賛同する個人会員および法人・団体会員で構成し、入会申込書の提出ならびに会費の納入をもって、その年度の会員とします。

## (会費)

第6条 会費は、次のとおりとします。

- (1) 個人会員 年間 1口（2,000円）以上
- (2) 法人・団体会員 年間 1口（10,000円）以上

## (役員)

第7条 この後援会は、次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名、副会長 1名、運営委員 若干名、監事 1名。
- (2) 会長は後援会を代表し、会務を統括するものとします。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行するものとします。
- (4) 監事は後援会の業務状況および会計状況を監査するものとします。
- (5) 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとします。
- (6) 役員は報酬を受けないものとします。ただし、旅費・その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りではないものとします。
- (7) 役員の外に顧問をおくことができるものとします。

## （役員会）

第8条 役員会は前条の役員をもって構成し、運営は次によります。

- （1）会長は、必要に応じて役員会を招集し、後援会が行う事業の推進について協議するものとします。
- （2）会長は、役員会の開催にあたり、必要に応じて理事長等の法人役員の出席を求めることができるものとします。

## （会計）

第9条 この後援会の会計は、次によります。

- （1）後援会の活動に必要な財源は、会費収入によりまかないます。
- （2）後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。
- （3）事業及び会計報告については、会報により行います。

## （個人情報の保護）

第10条 この後援会は、後援会が保有する会員の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律および、法人が別途定めている「個人情報保護に関する方針について」ならびに「個人情報保護規程」に基づき、会員の個人情報を適切に取り扱います。

## （反社会的勢力に関する表明保証）

第11条 この後援会の会員は、入会申込時及び申込後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

## （設立年月日）

第12条 この後援会の設立年月日は平成30年11月1日とします。

附則：この後援会の設立当初の役員は、次のとおりとします。

会 長 高井 哲  
副会長 穴倉 正弘  
監 事 志村 恵美子

附則：平成30年11月 1日 制定、即日施行

平成30年12月 1日 一部改正、即日施行

所在地（第2条）を付加し、以降の条番号を繰り下げ  
事務局（旧第11条）を削除

平成31年 1月 1日 一部改正、即日施行

第4条（2）を変更